

日本人大学生留学奨学金（グローバルチャレンジ応援奨学金） 令和8年度第2回募集案内

公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団（以下「財団」という。）では、福岡商工会議所や福岡市内大学、福岡市など産学官により運営している「令和8年度日本人大学生留学奨学金（グローバルチャレンジ応援奨学金）」の奨学生を以下のとおり募集します。

留学での経験を福岡の発展に生かしていきたいという高い志を持つ学生、福岡をより良くするため、困難にぶつかってもくじけず挑戦を続ける学生のご応募をお待ちしています。

1 目 的

福岡の将来を担う日本人大学生の海外留学を促進するとともに、国際感覚を身に付けたグローバル人材として育成し、福岡での就職や創業を通じて、地域の国際化・活性化を図ることを目的とする。

2 応募要件

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 日本国籍を有すること
- (2) 福岡市内の対象大学の正規の学部生または修士課程に在籍する者で、地場企業への就職または福岡都市圏での創業を強く希望すること
※令和8年度の対象大学：九州大学、福岡女子大学、九州産業大学、西南学院大学、中村学園大学、福岡大学、福岡工業大学、福岡女学院大学
- (3) おおむね3か月以上1年程度の期間で海外留学^(注1)に出発すること
- (4) 本奨学金の奨学生として決定後、期限内にすべての必要書類を提出できる者
※「8 選考結果および結果通知」および「10 合格後の提出書類について」を参照
- (5) 奨学生福岡定着事業（4ページ＜奨学金応募から卒業後までの流れ＞参照）に参加すること
- (6) 原則として、留学から帰国後、市内大学に戻り学業を継続すること

（注1）対象となる海外留学は以下のとおり

- ① 交換/協定留学（大学間の協定等に基づき行うもの・対象大学へは在籍したまま）
- ② 認定留学（留学先で取得した単位が認められるもの・対象大学へは在籍したまま）
- ③ 教授推薦による留学（①②以外の留学で教授の推薦により行うもの）

申込時点で対象大学に在籍していれば留学中の休学可。単位互換は必ずしも必要としない。

※②③の留学では、帰国後に留学中の履修状況に関する証明書の提出が必要

（聴講生など履修の証明ができない留学は対象外）。

3 採用人数

10名程度

4 金 額

留学先 \ 期間	1 年 (1 学年)	半年 (半期)	短期 (3 か月以上)
欧米、オセアニア、シンガポール	120 万円	60 万円	30 万円
中国、韓国、東南アジア等	60 万円	30 万円	15 万円

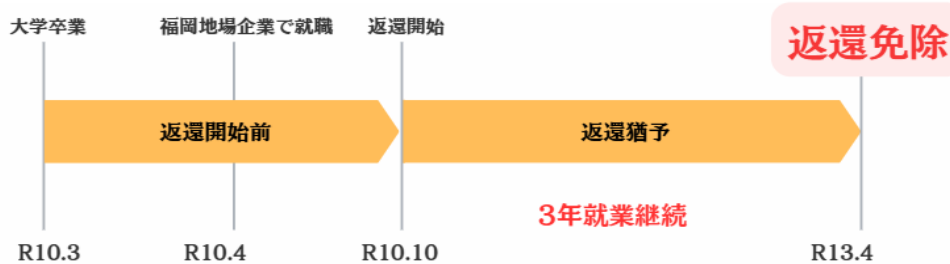
※本奨学金は貸与（無利子）。ただし一定の条件^(注2)を満たすと返還が免除される。

※他団体奨学金の併給可（ただし、他の奨学金が重複受給を認めていない場合もあるため、他団体奨学金の条件を確認のこと）。

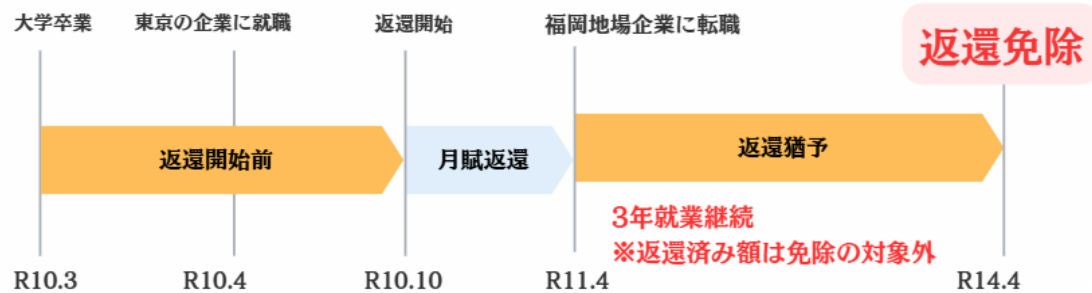
(注2) 返還免除要件は以下のとおり

- ① 福岡の地場企業（福岡都市圏に本社を持つ企業）へ就職、または福岡都市圏で創業し、就職・創業の期間が通算 36 月に達した場合
- ② 福岡の地場企業以外へ就職または福岡都市圏外で創業後、福岡の地場企業へ転職または福岡都市圏で創業し、福岡での就職・創業の期間が通算 36 月に達した場合（福岡以外での就職および創業の期間については、免除の対象外です。）

① 大学卒業後、福岡の地場企業に就職し 3 年就業継続の場合



② 東京の企業に就職後、福岡の地場企業に転職し 3 年就業継続の場合



5 応募方法

応募者は、在籍する大学の担当部署（教授推薦による留学の場合は推薦者）を通して、応募書類を財団宛に提出する。

6 応募書類

- (1) 願書（様式 1 に直筆で記入、写真貼付）
- (2) 小論文（様式自由。「帰国後に福岡で実現したいこと」をテーマに、その実現のために留学の成果をどのように活かすことができるのかについても含め 1,000 字程度で作成すること）
- (3) 在学証明書
- (4) 推薦書（様式 2-2、教授推薦による留学の場合のみ）

7 応募書類の提出期限

令和 8 年 11 月 13 日（金）財団必着

8 選考方法および結果の通知

12 月に書類審査および面接を行い、奨学生を決定する。結果は、12 月中旬に大学の担当部署（教授推薦による留学の場合は推薦者）を通じて通知する。合格者は、以下の期限内に合格後の必要書類を提出しなければならない。

出発時期	提出期限
2 月出発	令和 9 年 1 月 7 日
3 月出発	令和 9 年 1 月 29 日
4 月以降出発	令和 9 年 2 月 24 日

9 連帯保証人と保証人について

奨学生として決定した場合、下記の条件を満たす連帯保証人および保証人の選任が必要。奨学金の貸与には、借用証書への連帯保証人および保証人の署名・押印（実印による）と、印鑑登録証明書や収入に関する証明書等の提出が必要になるため、願書提出前に連帯保証人や保証人となる方に予め承諾を得ておくこと。

□連帯保証人：奨学生本人と連帯して返還の責任を負う人。**原則として本人の父または母**。父母がいない等の場合は、奨学生の4親等以内の成年親族（奨学生本人の配偶者を除く）。

□保証人：奨学生本人と連帯保証人が返還できなくなったときに、本人に代わって返還する人。
原則として父母及び本人の配偶者を除く4親等以内の成年親族のうち、本人及び連帯保証人と別生計で、奨学生決定時に65歳未満であること。条件に合う保証人の選任が出来ない場合は、申立書を提出することにより、それ以外の者を保証人として選任することができる。

10 合格後の提出書類について

●奨学生本人が準備するもの

- (1) 借用証書★
(奨学生本人の署名・押印、連帯保証人および保証人の署名・実印による押印が必要)
- (2) 収入印紙
- (3) 奨学生の住民票の写し（原本）
- (4) 調査同意書★
- (5) 奨学金銀行振込依頼書★
- (6) 留学先への入学が決定したことが分かる書類（入学許可証等）の写し

●連帯保証人・保証人が準備するもの

保証人の種類	連帯保証人	保証人
準備書類		
収入に関する証明書 (源泉徴収票、所得証明書、受付印のある確定申告書(控)等)	◎	
印鑑証明書	◎	◎
調査同意書★ (署名・実印による押印が必要)	◎	◎

★借用証書、調査同意書、奨学金銀行振込依頼書については結果通知時に配布予定

※収入に関する証明書、印鑑証明書については提出日の3か月以内に発行されているもの

11 貸与方法

貸与に必要な書類の提出後、海外留学の渡航前に全額を一括貸与する。

12 返還方法について

大学卒業後、その事由発生の翌月から数えて7か月目の月（3月に卒業した場合は10月）から返還が開始する。返還月額は1万円。

大学院への進学や災害・傷病等により返還が困難な場合、返還猶予や減額返還（返還月額を減らし、支払回数および返還期限の変更を行うことで、返還しなければならない金額は変わらない）を申出ることができる。

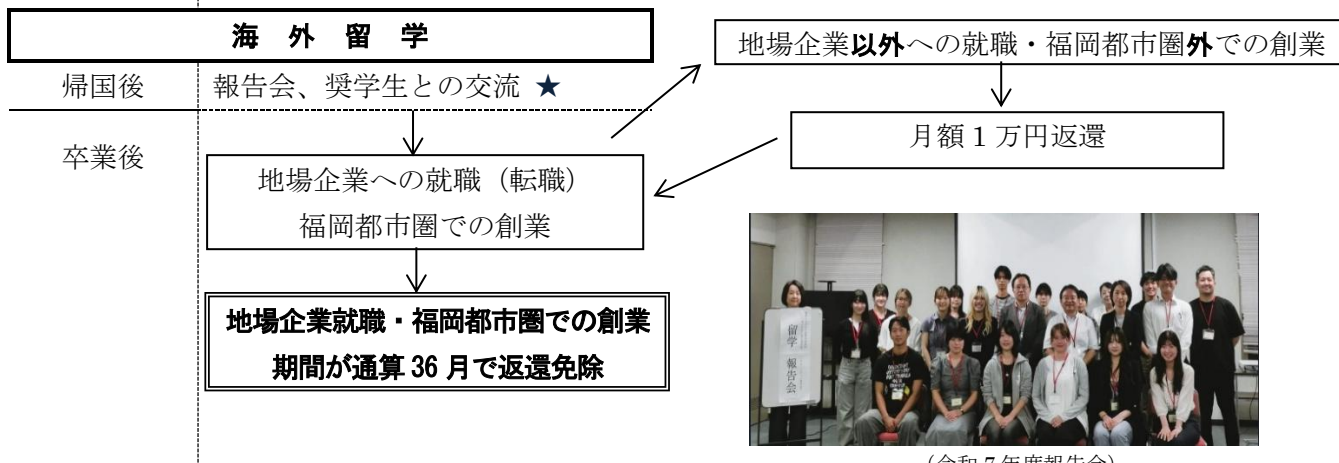
本奨学金の貸与は無利子で行うが、正当な事由なく奨学金の返還を滞納した場合は、遅延損害金を徴収することがある。

＜奨学金応募から卒業後までの流れ（予定）＞

11月13日	応募締切
11月下旬	書類審査結果・面接日時通知
12月上旬	面接
12月中旬～ 1月下旬	面接結果通知、留学前研修 ★



(令和8年度奨学生交流会)



(令和7年度報告会)

★は財団が実施する奨学生福岡定着事業（福岡都市圏での地場企業への就職に向けての定着支援）で、原則として奨学生の参加を義務付けている。実施時期は変更する場合がある。

1.3 奨学金貸与の取消し

奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金貸与を取消す。

- (1) 2に挙げる応募要件を満たさなくなった場合
- (2) 退学等により学籍を失った場合
- (3) 奨学金事業運営に関する必要な指示に従わない場合
- (4) その他財団理事長が奨学生としてふさわしくないと認める行為があった場合

1.4 奨学金の取消し等に伴う返還

奨学生は1.3に挙げる各号のいずれかに該当する場合、貸与を受けた奨学金についてその全額を返還しなければならない。また、貸与後に著しい留学期間の変更等があった場合、奨学金の一部について返還を求めることがある。

1.5 個人情報の取り扱い

応募書類上の個人情報は、財団の奨学金事業の運営のみに利用し、その他の目的には利用しない。

1.6 問い合わせ先

公益財団法人 福岡よかトピア国際交流財団

〒812-0025 福岡市博多区店屋町 4-1

TEL: 092-262-1744 FAX: 092-262-2700

＜日本人大学留学奨学金 Q&A＞

応募要件に関すること

- Q 留学先の大学からまだ受入の返事が来ていませんが、応募はできますか？
- A はい、応募できます。ただし、奨学生として決定された後に留学ができなくなった場合には、奨学生としての決定は取り消されます。また、貸与手続きに必要な書類を期限内に提出できない場合は、大学を通して辞退していただくこととなります。
- Q 社会情勢や感染症等の影響により渡航できなくなる可能性がある場合でも、応募はできますか？
- A はい、できます。奨学金は渡航日が決まり次第、貸与の手続きを開始します。ただし、期限内に必要な書類の提出ができない場合は、大学を通して辞退していただくこととなります。

金額等に関すること

- Q 120 万円ではなく、100 万円の奨学金を受けることはできますか？
- A いいえ、できません。金額は留学先と期間に応じて 120 万円、60 万円、30 万円、15 万円のいずれかのみです。

返還免除に関すること

- Q 「福岡都市圏」とは、具体的にどの地域ですか？
- A 福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、宗像市、福津市、糸島市です。
- Q 福岡の地場企業に就職後、36 月（3 年）以内に転職・失業した場合、返還はどうなりますか？
- A 転職先が福岡の地場企業の場合は、引き続き返還免除要件に該当するので、就業期間が通算 36 月に達すると返還免除となります。
- 福岡の地場企業以外への転職または失業の場合、その翌月から返還が開始します。その後、福岡の地場企業へ再就職した場合は、再度地場企業への就職による返還猶予の申請をいただき、当該事由による返還猶予の期間が通算 36 月に達すると返還免除を申請することができます。ただし、失業中などに財団へ返還した奨学金は返還免除にはなりません。
- Q 福岡の地場企業で派遣登録やアルバイトをした場合、返還免除要件に該当しますか？
- A いいえ、該当しません。
- 福岡都市圏の地場企業での正社員雇用が返還免除の要件になります。